安全管理規程

運輸安全マネジメント

改訂　2019 年 7 月 1 日

第　五　版

日生流通運輸倉庫株式会社

承　　認
吉澤　　仁

目次

第一章　総則
第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法第十六条（以下「法」という）及び貨物自動車運送事業輸送の安全規則第二条の二、及び第十条第七項の規程に基づき、輸送の安全確保するために順守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の輸送業務に係わる全ての部所に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実施・点検・改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に揚げる事項を実施する。

一、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を順守すること。

二、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。

三、輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。

四、輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報伝達を共有すること。

五、輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これらを適確に実施すること。

2. 下請け事業者を利用する場合にあたっては、下請け事業者の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請け事業者との長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請け事業者の輸送の安全向上に協力するよう努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　前条に揚げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

（社長の責務）

第七条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 社長は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長は、輸送の安全を確保するために業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条　次に揚げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統括を的確に行う。

一、安全統括管理者

二、運行管理者

三、整備管理者

四、その他必要な責任者

2. 各担当部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、担当の各部所を統括し、指導監督を行う。
3. 部所長は、部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、部所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由により不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　当社常勤役員の中から、安全規則第二条の 6、第二条の 7 に規定する用件を満たす者の中から安全統括管理者に選任する。

2. 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当する事となったときは、該当管理者を解任する。

一、国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二、身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三、関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する認識を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に揚げる責務を有する。

一、全従業員に対し、関係法令等の順守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二、輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。

三、輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四、輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。

五、輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、常勤役員に報告すること。

六、常勤役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七、運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八、輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

九、その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　常勤役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。又、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え、適切な対策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告体制は別途定める「緊急連絡網」のところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、常勤役員又　は社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。

3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するために、輸送の安全に関する内部監査を年 2 回（11 月・4 月)、実施する。又、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、内部監査終了後その結果と改善事項の内容を速やかに常勤役員に報告する。輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正処置・予防処置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正処置・予防処置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な項において現在よりも更に高度な安全確保のための処置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた処置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する文書・記録の管理等）

第十八条　本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、常勤役員に報告した是正処置・予防処置等の記録などを管理・保管する。

3. 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する文書・記録の管理・保管については、これを 3 年間保存するものとする。

初版　　　　　2006 年 10 月 1 日
改訂履歴　　　2007 年 8 月 15 日 社内組織変更の為
支店長を担当部長に変更、組織変更による組織図の変更
第一章第二条 関わるを係わるに変更
第二章第三条 乗務員を従業員に変更
第三章第七条 安全総括管理者を安全統括管理者に変更
第八条 4 安全統括責任者を安全統括管理者に変更
第四章第十二条 運転手を運転者に変更
第十三条 別途定めるを別途定める「緊急連絡網」に変更
第十五条 2 内部監査終了後その結果・改善点等を内部監査終了後その結果と改善事項の内容に報告するに変更
別紙 安全統括管理者選任変更
輸送の安全組織図 代務者を補助者に変更(法改訂により)
2008 年 7 月 31 日 社内組織変更の為（第三版）
別紙 安全統括管理者選任変更
2014 年 12 月 1 日 社内組織変更の為（第四版）
当規程内の経営層表記を常勤役員に変更
別紙 安全統括管理者選任変更
2019 年 7 月 1 日　社内組織変更の為（第五版）
第三章第十条、三項、四項、五項、八項、第四章第十五条、第十七条、第十八条の ISO9001 と同様を削除
第四章第十五条 ISO 品質内部監査(年 1 回 4 月)に合わせてを年 2 回(11 月･4 月）に変更
第四章第十五条 2. 帳票は ISO 品質で使用のものを削除
第四章第十八条 3. ISO 品質マネジメントに従うをこれを 3 年間保存するものとするに変更
第三章第八条 2. 3. 部次長を部長に変更